

予算特別委員会資料

令和8年度予算説明書

健康局

目 次

1	令和8年度 健康局予算の概要	1
2	一 般 会 計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	11
	(2) 歳入予算の説明	12
	(3) 歳出予算の説明	16
	(4) 債務負担行為	22
3	特 別 会 計	
	〔1〕 介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	24
	(2) 歳入予算の説明	25
	(3) 歳出予算の説明	26
4	議 案	
	第 24 号議案 神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例の件	28
5	報 告	
	駐車料金の改定 [神戸市立医療センター西市民病院]	42

1 令和8年度 健康局予算の概要

令和8年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和8年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、超高齢化に伴う多死社会への対応、食品衛生・環境衛生、動物愛護の推進に関する施策を展開します。

【医療提供体制の確保】

1. 地域医療の確保

○(1) 救急医療体制の確保 [1,076,570 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期(一次)から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所・こども初期急病センター等の運営・支援を行うとともに、中等症以上の患者に対応する二次救急病院について、人件費の上昇や救急搬送患者数の増加を踏まえ、救急医療体制を確保するため、支援を拡充します。

○(2) 市民病院の運営 [11,337,664 千円]

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究を更に推進します。

医師の働き方改革も含めた病院経営を取り巻く急激な状況変化を踏まえ、市民病院としての使命を果たせるよう、行政的・不採算医療経費にかかる運営費負担金を拡充します。

また、西市民病院については、令和13年夏頃の開院に向けた再整備事業に引き続き取り組むとともに、西神戸医療センターの診療体制の強化を図るため、手術室および外来診察室を増設します。(手術室は令和8年度末、外来診察室は令和9年秋頃、供用予定)

○(3) 北神地域の急性期医療の充実 [148,500 千円]

北神地域の急性期医療の確保・充実を図るため、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院について済生会兵庫県病院および三田市と連携し、開院に向けて整備を支援します。また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を拡充します。

(4) 災害時の医療提供体制の確保 [16,396 千円]

南海トラフ地震を想定し、令和7年度に策定した救護所マニュアルに基づき、神戸市医師会の災害時神戸メディカルチーム(D-KOMET)などと連携した初動対応訓練を実施することで、災害時における実効性のある医療活動を確保します。

2. 神戸市看護大学の運営 [1,087,830 千円]

市民の保健、医療の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）を引き続き実施するなど、さらなる受験者数の増加や市内就職率の向上に努め、市内医療機関等へ優秀な看護人材を確保します。

【健康寿命の延伸・健康格差の縮小】

1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策

(1) 歯科口腔保健対策の推進 [252,812 千円]

○①こども：小学校におけるフッ化物洗口の全校実施

こどものむし歯予防・健康格差縮小のため、家庭への洗口液配付について、対象者を小学校5～6年生から3～6年生に拡充します。また、重点校(1人あたりのむし歯数が全市の平均より多い小学校)の1年生を対象とした集団洗口について、実施校を5校から30校に拡充します。

◎②壮年期：歯周病検診

歯の喪失の主な原因であり、糖尿病の悪化など様々な全身疾患と関連している歯周病を予防するため、40歳・50歳・60歳に加えて、新たに30歳の市民に対し歯周病検診を実施します。

③高齢期：オーラルフレイル対策

オーラルフレイルを放置すると要介護状態になりやすいため、65・75歳の市民に対して、地域の歯科医院において口腔機能をチェックし、フレイル予防につなげます。

(2) がん対策の推進 [1,602,923 千円]

①がん検診の実施

5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮)検診を実施し、受診率向上のため、40歳がん検診無料クーポンおよび20歳子宮頸がん検診無料クーポンを配布します。また、節目年齢(30歳、50歳、60歳)の対象者に加え、新たにがん罹患率が上昇する年代の方等へ個別受診勧奨を実施するとともに、口腔がん検診を実施します。

子宮頸がん検診については、国の指針改正に伴い新たに示されたHPV検査単独法について、専門家の意見を踏まえた実施方法の検討を行います。

②がん患者の社会参加への支援

抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見への変化に不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。また、がん患者が仕事と治療を両立するための就労支援セミナーの開催・相談など、がんに関する様々な制度などの情報提供を行います。

③子宮頸がん対策（一部再掲）

子宮頸がんを予防する HPV ワクチン接種は、定期接種対象初年度の小学 6 年生と、最終年度となる高校 1 年生相当の未接種者に加えて、新たに中学 1 年生の未接種者に対して個別通知を行い接種の勧奨を行います。

子宮頸がん検診については、20 歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付します。また、子宮頸がん検診の検査方法として国の指針改正に伴い新たに示された HPV 検査単独法について専門家の意見を踏まえた実施方法の検討を行います。

（3）感染症の予防及びまん延の防止 [13,788 千円]

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」に基づき、今後の新興感染症も含め、平時より健康危機に備えた準備を行います。

また、感染症の早期探知と早期対応を目的に構築された「感染症神戸モデル」の取組みとして、社会福祉施設等への巡回訪問・研修、各区役所での実務者連絡会等を実施し、人材育成・情報共有・地域との連携を強化します。

さらに、令和 13 年夏頃の開院に向けて再整備事業に取り組む西市民病院においては、感染症対応が可能な個室病床の増設や、感染症患者の発生状況に応じて、段階的に感染症病床へ転用できる区画の確保、動線に配慮した施設を整備することで感染症対応機能を強化します。

◎（4）予防接種の実施 [5,509,520 千円]

①高齢者のための予防接種

罹患による重症化予防のため、高齢者の新型コロナ、インフルエンザ、帯状疱疹、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を行います。

また、重症化予防効果の高い高用量インフルエンザワクチン(75 歳以上対象)の定期接種化に伴い、接種費用の一部助成を行います。

②こどものための予防接種

令和 8 年度より新たに定期接種となる RS ウイルス母子免疫ワクチンの接種費用について、妊娠 28 週から 36 週の妊婦を対象に全額助成を行います。また、子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチンの接種費用を一部助成します。

骨髄移植等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。さらに、妊娠初期の風しん感染を防止するため、抗体が十分でない方に風しんワクチンの接種費用を一部助成します。

(5) 地域一体型リハビリテーションプログラムの推進 [925 千円]

急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型リハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間の情報共有や相互連携を推進するとともに、内部障害リハビリ（心疾患・呼吸器疾患）を担う医療・介護従事者向け研修を実施します。

◎ (6) 高齢者への健康支援 [133,879 千円]

後期高齢者の生活習慣病ハイリスク者に実施している個別生活指導・受診指導等について、健診受診者で生活改善が必要な方から、健診受診にかかわらずより治療が必要な方に重点化します。加えて、保健師・管理栄養士・歯科衛生士の多職種連携チームによる指導体制を充実するなど、生活習慣病の重症化予防対策を強化します。

また、つどいの場などでのフレイル予防を含めた健康教育・健康相談を実施し、疾病予防・重症化予防に取り組みます。

(7) 難病対策 [4,474,478 千円]

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 348 疾病（令和 7 年 4 月 1 日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

○ 2. 精神保健福祉対策

(1) 精神救急体制強化 [147,412 千円]

精神症状により自傷他害のおそれがある方に対して、より適切な医療提供および人権保護を実施するため、夜間における措置入院の可否判断にかかる調査・移送体制を強化します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進 [32,966 千円]

① 多職種アウトリーチによる早期支援

地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種で構成する専門的なチームによる早期支援を行います。

②退院促進支援による地域移行の推進

入院患者に対して、自らの入院経験をもとに具体的なアドバイスを行うピアサポーターとの交流機会を提供するとともに、精神科病院の職員に対して、障害福祉サービス等の研修を行う等、積極的な退院促進支援と地域への移行を推進します。

③こころのサポーターの養成

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進のためには、地域住民の理解や支えが重要であることから、身近にいるこころの不調で悩む人を手助けできるよう、市民や市内在勤者に対して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を身に付けるこころのサポーター養成研修を引き続き実施します。

（３）自殺対策 [61,426 千円]

①自殺未遂者対策

自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が自殺未遂者及びその家族を訪問し面談を行うことで、入院中から継続した支援体制を整え、自殺再企図を防ぎます。また、救急医療機関の医療従事者や教育・福祉関係の職員等に向けて、支援技術向上のための研修を実施します。

②相談体制の確保

専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、経済的に問題を抱えている人等が対面で相談できる「くらしとこころの総合相談会」を実施します。また、相談体制の充実を図るため電話相談を実施する団体に対して、補助を行います。

（４）依存症対策 [8,835 千円]

①依存症家族プログラム

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を実施し、家族への支援を行います。

②相談体制の確保

アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談等を実施します。

【超高齢化による多死社会への対応】

1. 人生会議（ACP）の普及・啓発〔5,220千円〕

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者と家族や医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

（1）墓じまい・無縁化増加へ対応した新たな形式のお墓の供給〔5,919千円〕

子や孫に承継を前提としない「期限付墓地（鶴越墓園内）」の運営を行うとともに、自然回帰志向に対応した「樹林葬墓地」をひよどりごえ森林公園内に設置し、令和8年夏頃に供用を開始します。（募集は令和8年3月から）

市立墓園・墓地において、無縁墓調査を継続して実施し、適正管理に取り組みます。

（2）エンディングプラン・サポート〔11,459千円〕

頼れる身寄りがなく、自身の葬儀や納骨先などに不安がある高齢者に対し、生前の葬儀・納骨契約手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」（所得要件なし）を引き続き実施します。

【食品衛生・環境衛生】

1. 食の安全・安心の確保〔49,422千円〕

食の安全と安心を確保するため、飲食店等に対する許可審査・抜き取り検査・監視指導・相談対応のほか、食品関係業者や市民向けの啓発を行います。

2. 銭湯の利用促進〔275,629千円〕

一般公衆浴場の入浴料金改定（統制料金490円→570円）による利用者の減少による経営への影響を緩和するとともに、利用者負担の軽減を図るため、500円で入浴出来るよう、激変緩和措置を行います。

また、銭湯の持続的な経営を支援するため、大規模改修を含む設備改修補助を実施し、健康増進等や住民の交流促進の場となる銭湯を支援します。

さらに、普段銭湯を利用していない方にも銭湯の魅力を知ってもらい、銭湯を活性化するため、引き続きデジタルスタンプラリーを行うとともに、地域子育て入浴割引を実施します。

【動物愛護の推進】

1. 動物愛護の推進 [75,499 千円]

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の譲渡会などを実施するほか、アニマルセラピーなどこどもから高齢者まで様々な世代を対象とした魅力あるプログラムを実施し、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。

また、災害の際にも、ペットを飼っている方が安心して避難（同行避難）できるよう、各区の総合防災訓練の場などを通じて「災害時のペットとの避難ガイドライン」の普及啓発を行います。

2 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	項	金額	備考	款	項	金額	備考
17	使用料及手数料	1,295,605		5	衛生費	33,500,626	
	1 使用料	957,402			1 衛生総務費	17,083,614	
	2 手数料	338,203			2 公衆衛生費	14,135,475	
18	国庫支出金	3,358,037			3 環境衛生費	2,281,537	
	1 負担金	2,661,599		13	教育費	1,087,830	
	2 補助金	683,208			9 看護大学費	1,087,830	
	3 委託金	13,230					
19	県支出金	167,296					
	2 補助金	153,528					
	3 委託金	13,768					
20	財産収入	52,321					
	1 財産運用収入	52,321					
21	寄附金	15,000					
	1 寄附金	15,000					
22	繰入金	7,511					
	2 基金繰入金	7,511					
24	諸収入	5,225,286					
	1 納付金	499,694					
	4 受託事業収入	5					
	5 貸付金元利収入	4,346,761					
	7 雑収入	378,826					
25	市債	5,005,000					
	1 市債	5,005,000					
	歳入合計	15,126,056			歳出合計	34,588,456	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,295,605	1,308,613	△13,008	
1 使用料	957,402	954,538	2,864	
1 総務使用料	168	252	△84	
2 区役所	168	252	△84	
4 衛生使用料	957,234	954,286	2,948	
1 斎場	274,337	252,852	21,485	鴨越斎場等
2 当初墓地	256,342	230,556	25,786	鴨越墓園等
3 年間墓地	383,568	407,599	△24,031	鴨越墓園等
4 保健所	19,669	25,440	△5,771	建物使用料
5 健康づくりセンター	22,684	37,239	△14,555	建物使用料
6 神戸こども初期急病センター	634	600	34	建物使用料
2 手数料	338,203	354,075	△15,872	
1 証紙収入	-	9,490	△9,490	
1 証紙収入	-	9,490	△9,490	
4 衛生手数料	338,203	344,585	△6,382	
1 健康科学研究所	83,048	99,571	△16,523	検査料
2 営業指導	4,331	4,501	△170	営業許可等
3 食品衛生	65,398	66,011	△613	営業許可等
4 食肉検査	13,110	12,770	340	検査料
5 動物登録	49,541	53,253	△3,712	登録料等
6 保健所	119,165	104,551	14,614	検診料等
7 衛生諸証明	889	1,220	△331	文書料等
8 こうべ市歯科センター	4	4	-	文書料
9 墓園承継・埋葬証明	2,091	1,921	170	文書料
10 斎場火葬証明	626	783	△157	文書料
18 国庫支出金	3,358,037	2,932,992	425,045	

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
1 負 担 金	2,661,599	2,195,340	466,259	
2 衛 生 費 負 担 金	2,661,599	2,195,340	466,259	
2 疾 病 予 防 費 負 担 金	346,783	65,591	281,192	認証額の10/10,1/2
3 保 健 事 業 費 負 担 金	2,283,809	2,102,420	181,389	認証額の10/10,1/2又は1/3
4 結 核 医 療 費 負 担 金	31,007	27,329	3,678	結核医療費の3/4
2 補 助 金	683,208	723,627	△40,419	
2 民 生 費 補 助	104,724	79,176	25,548	
2 生 活 保 護 費 補 助	1,453	1,382	71	
5 障 害 者 福 祉 費 補 助	6,484	6,195	289	
6 精 神 保 健 費 補 助	96,787	71,599	25,188	
3 衛 生 費 補 助	578,484	644,451	△65,967	
1 保 健 衛 生 費 補 助	400	-	400	
2 疾 病 予 防 費 補 助	542,259	622,869	△80,610	補助率10/10又は1/2
3 地 域 保 健 医 療 推 進 費 補 助	5,804	1,412	4,392	補助率1/2
4 結 核 医 療 費 補 助	2,241	1,637	604	補助率1/2
5 保 健 衛 生 施 設 整 備 費 補 助	17,712	8,613	9,099	補助率10/10,1/2又は1/3
6 環 境 保 健 費 補 助	10,068	9,920	148	補助率10/10又は1/2
3 委 託 金	13,230	14,025	△795	
3 其 他 委 託 金	13,230	14,025	△795	
2 国 民 栄 養 調 査 委 託 金	3,479	4,255	△776	
3 環 境 保 健 サ ー ベ イ ラ ン ス 事 業 委 託 金	7	7	-	
4 公 害 対 策 委 託 金	9,650	9,669	△19	
7 菓 事 経 済 調 査 受 託 費	94	94	-	
19 県 支 出 金	167,296	159,304	7,992	
2 補 助 金	153,528	138,076	15,452	
2 民 生 費 補 助	87,261	73,060	14,201	
6 障 害 者 福 祉 費 補 助	3,242	3,091	151	
7 精 神 保 健 費 補 助	84,019	69,969	14,050	補助率2/3,3/5,1/2又は1/4

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比較	説明
			3 衛生費補助	66,267	65,016	1,251	
		1	休日夜間救急 対策費補助	13,390	13,373	17	補助率2/3以内
		2	予防接種費補助	41,158	40,274	884	補助率3/4又は1/2
		3	保健衛生費補助	11,719	11,369	350	
			3 委託金	13,768	21,228	△7,460	
			3 衛生費委託金	13,768	21,228	△7,460	
		1	衛生統計委託金	12,868	20,178	△7,310	
		2	医療提供体制 推進事業委託金	900	1,050	△150	
20	財	産	収 入	52,321	13,192	39,129	
			1 財産運用収入	52,321	13,192	39,129	
		1	貸地料	38,970	10,578	28,392	
		3	一般土地	38,970	10,578	28,392	
		2	貸家料	13,351	2,614	10,737	
		7	一般建物	13,351	2,614	10,737	
21	寄	附	金	15,000	-	15,000	
			1 寄附金	15,000	-	15,000	
		2	其他寄附	15,000	-	15,000	
		71	健康局	15,000	-	15,000	
22	繰	入	金	7,511	7,303	208	
			2 基金繰入金	7,511	7,303	208	
		1	基金繰入金	7,511	7,303	208	
		5	市民福祉振興等 基金繰入	7,511	7,303	208	
24	諸	収	入	5,225,286	6,717,365	△1,492,079	
			1 納付金	499,694	520,943	△21,249	
		3	衛生費納付金	499,694	520,943	△21,249	
		1	健康被害予防事業	17,985	22,882	△4,897	公害健康被害予防事業助成金
		2	健康被害救済費	481,709	498,061	△16,352	健康被害救済措置に係る納付金
		4	受託事業収入	5	5	-	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比	較	説	明
			2 其他受託収入	5	5		-		
			4 石綿健康被害 救済給付業務	5	5		-		
			5 貸付金元利収入	4,346,761	5,876,525		△1,529,764		
			3 其他貸付金返還金	4,346,761	5,876,525		△1,529,764		
			3 市民病院機構等 貸付金	4,346,761	5,876,525		△1,529,764		
			7 雑 入	378,826	319,892		58,934		
			5 償 還 金	1,334	2,075		△741		
			12 狂 犬 病 予 防	58	50		8		飼犬の予防注射料等
			13 動物管理センター	17	15		2		施設内自販機等の電気代等
			14 斎 場	793	793		-		施設内自販機等の電気代等
			15 墓 地	466	1,217		△751		施設内自販機等の電気代等
			9 雑 入	377,492	317,817		59,675		
			9 健 康 局 (衛生費・教育費)	377,492	317,817		59,675		
			25 市 債	5,005,000	11,432,000		△6,427,000		
			1 市 債	5,005,000	11,432,000		△6,427,000		
			2 衛 生 債	5,005,000	11,432,000		△6,427,000		
			1 神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	4,371,000	10,807,000		△6,436,000		市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
			2 保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	634,000	625,000		9,000		市立斎場等の改修にかかる起債承認見込額
			歳 入 合 計	15,126,056	22,570,769		△7,444,713		

(3) 歳出予算の説明

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	33,500,626	36,957,083	△3,456,457	3,525,333	5,005,000	2,248,962	22,721,331	
1 衛 生 総 務 費	17,083,614	22,539,438	△5,455,824	73,038	4,510,000	126,107	12,374,469	
1 職 員 費	4,002,710	4,110,797	△108,087	54,356	-	233	3,948,121	
2 衛 生 総 務 費	1,743,240	1,484,199	259,041	18,682	139,000	125,874	1,459,684	
3 市 民 病 院 費	11,337,664	16,944,442	△5,606,778	-	4,371,000	-	6,966,664	

1 職員費

健康局所属職員の給料、職員手当等の経費 4,002,710 千円

2 衛生総務費

1,743,240 千円

地域医療、救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 661,187 千円
- (2) 救急安心センターの運営 62,704 千円
- (3) 神戸こども初期急病センターの運営 395,636 千円
- (4) こうべ市歯科センターの運営 97,718 千円
- (5) 災害時医療体制の確保 16,396 千円
- (6) 北神地域急性期医療の充実 148,500 千円
- (7) 看護師確保支援対策 34,960 千円
- (8) 市立施設等管理・老朽改修等 242,351 千円
- (9) 人生会議(ACP)の推進 5,220 千円
- (10) その他一般事務費等 78,568 千円

3 市民病院費

11,337,664 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費 9,601,616 千円

西神戸医療センターの診療体制の強化 241,448 千円

西市民病院再整備 1,494,600 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	14,135,475	12,409,764	1,725,711	3,433,658	-	895,412	9,806,405	
2 保 健 予 防 費	6,402,232	5,262,555	1,139,677	849,218	-	7,473	5,545,541	
3 地 域 保 健 費	7,733,243	7,147,209	586,034	2,584,440	-	887,939	4,260,864	

2 保健予防費 6,402,232 千円

感染症予防、予防接種等に要する経費

(1) 感染症対策に要する経費 32,732 千円

(2) 予防接種に要する経費 6,059,500 千円

・予防接種 5,509,520 千円

(高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス、带状疱疹、小児インフルエンザ、RSウイルス等)

・健康被害救済 549,980 千円

(3) 過年度支出(国庫支出金等返還金) 310,000 千円

3 地域保健費 7,733,243 千円

地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費

(1) 健康増進事業に要する経費 1,567,206 千円

・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業等 146,039 千円

・受動喫煙防止対策 9,350 千円

・食育の推進 13,986 千円

・健康教育・相談、疾病予防 7,375 千円

・健康診査・検診等 1,292,107 千円

(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、

前立腺がん検診、若年者等への健診、がん患者のアピアランスケア支援等)

・肝炎ウイルス検査等 66,860 千円

・こうべ健康いきいきサポートシステム 31,489 千円

(2) 歯科口腔保健推進に要する経費		262,321 千円
・口腔保健支援センターの運営等	10,647 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	7,500 千円	
・口腔がん検診	8,120 千円	
・成人歯科健康診査	99,848 千円	
(歯周病検診、後期高齢者歯科健診、妊婦歯科健診)		
・小学校フッ化物洗口全校実施	133,566 千円	
・幼児フッ化物塗布	2,640 千円	
(3) 難病施策等に要する経費		4,479,078 千円
・難病医療	4,446,890 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	27,588 千円	
・臓器移植等	4,600 千円	
(4) 精神保健対策		336,357 千円
・精神保健医療	90,627 千円	
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	54,343 千円	
・精神科救急医療体制の整備	82,191 千円	
・自殺対策	55,694 千円	
・依存症対策	4,269 千円	
・精神保健福祉センターの運営	49,233 千円	
(5) 結核対策に要する経費		162,246 千円
・結核医療費公費負担	37,202 千円	
・結核健診	113,557 千円	
・結核感染防止対策等	11,487 千円	
(6) 環境保健事業に要する経費		524,229 千円
・補償給付	481,712 千円	
・認定給付事務等	32,563 千円	
・アスベスト対策	9,954 千円	
(7) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		165,621 千円
・保健所情報提供事業等	26,977 千円	
・感染症発生動向調査	71,289 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	67,355 千円	
(8) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		201,205 千円
(9) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		34,980 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	2,281,537	2,007,881	273,656	18,637	495,000	1,227,443	540,457	
1 環 境 衛 生 費	740,577	497,081	243,496	2,971	40,000	164,173	533,433	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	253,626	341,829	△88,203	15,666	1,000	99,490	137,470	
3 斎 園 費	1,287,334	1,168,971	118,363	-	454,000	963,780	△130,446	

1 環境衛生費 740,577 千円

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法, 旅館業法等) 367,355 千円

- ・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導 5,100 千円
- ・銭湯の入浴料金値上げに対する支援 152,800 千円
- ・一般公衆浴場の振興 122,829 千円
- ・その他環境衛生対策 15,358 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 71,268 千円

(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等) 123,413 千円

- ・飲食店等の営業許可、監視指導及び食中毒対策等 49,422 千円
- ・中央卸売市場食品検査 41,539 千円
- ・食肉検査 28,275 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 4,177 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等) 249,789 千円

- ・動物管理センター・こうべ動物共生センターの運営 143,753 千円

・飼犬登録及び狂犬病予防注射	66,047 千円
・動物の愛護及び適正管理の推進	39,989 千円
(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金)	20 千円
2 健康科学研究所費	253,626 千円
行政上の科学的、技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費	
(1) 検査及び庁舎管理費等	228,061 千円
(2) 調査研究	25,565 千円
3 斎園費	1,287,334 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費	
(1) 斎場の管理運営	275,704 千円
(2) 墓園の管理運営	488,398 千円
(3) 斎場の改修・整備	106,294 千円
(4) 墓園の改修・整備	410,438 千円
(5) エンディングプラン・サポート	6,500 千円

第13款 教育費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	1,087,830	1,151,476	△63,646	-	-	-	1,087,830	
9 看 護 大 学 費	1,087,830	1,151,476	△63,646	-	-	-	1,087,830	
1 運 営 費	1,087,830	1,151,476	△63,646	-	-	-	1,087,830	

1 運営費

1,087,830 千円

・公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費

1,087,830 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 神戸リハビリテーション病院改修	令和8年度 ～ 令和9年度	60,000	-	-	20,000	40,000	
(2) エイズ対策	令和8年度 ～ 令和10年度	45,000	22,500	-	-	22,500	
(3) 離乳食の作り方講座運営	令和8年度 ～ 令和10年度	10,000	-	-	-	10,000	
(4) こうべ動物共生センター管理運営	令和8年度 ～ 令和10年度	49,000	-	-	-	49,000	
(5) 一般公衆浴場大規模改修補助	令和8年度 ～ 令和9年度	30,000	-	-	-	30,000	
(6) 健康科学研究所改修工事等	令和8年度 ～ 令和9年度	117,000	-	87,000	-	30,000	
(7) 墓園整備	令和8年度 ～ 令和9年度	35,000	-	26,000	-	9,000	
(8) 自動車借上料 (健康局分)	令和8年度 ～ 令和14年度	12,000	-	-	-	12,000	

3 特 別 会 計

[1] 介 護 保 險 事 業 費

(1) 歳 入 歳 出 予 算 一 覧

(単位:千円)

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	項	金 額	備 考	款	項	金 額	備 考
1 保 險 料		43,284		3 地 域 支 援 事 業 費		188,613	
	1 介 護 保 險 料	43,284			1 地 域 支 援 事 業 費	188,613	
2 国 庫 支 出 金		70,093					
	2 国 庫 補 助 金	70,093					
3 県 支 出 金		34,999					
	2 県 補 助 金	34,999					
4 支 払 基 金 交 付 金		5,237					
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,237					
5 繰 入 金		35,000					
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,000					
歳 入 合 計		188,613		歳 出 合 計		188,613	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	43,284	41,988	1,296	
1 介 護 保 險 料	43,284	41,988	1,296	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	43,284	41,988	1,296	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	43,284	41,988	1,296	
2 国 庫 支 出 金	70,093	67,696	2,397	
2 国 庫 補 助 金	70,093	67,696	2,397	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	70,093	67,696	2,397	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	4,946	4,795	151	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	65,147	62,901	2,246	
3 県 支 出 金	34,999	33,847	1,152	
2 県 補 助 金	34,999	33,847	1,152	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	34,999	33,847	1,152	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	2,425	2,397	28	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	32,574	31,450	1,124	
4 支 払 基 金 交 付 金	5,237	5,179	58	
1 支 払 基 金 交 付 金	5,237	5,179	58	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	5,237	5,179	58	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	5,237	5,179	58	
5 繰 入 金	35,000	33,847	1,153	
1 一 般 会 計 繰 入 金	35,000	33,847	1,153	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	35,000	33,847	1,153	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	2,425	2,397	28	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	32,575	31,450	1,125	
歳 入 合 計	188,613	182,557	6,056	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	188,613	182,557	6,056	105,092	-	48,521	35,000	
1 地域支援事業費	188,613	182,557	6,056	105,092	-	48,521	35,000	
2 一般介護予防事業費	19,398	19,179	219	7,371	-	9,602	2,425	
3 包括的支援事業等費	169,215	163,378	5,837	97,721	-	38,919	32,575	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費

19,398 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費

169,215 千円

4 議 案

第 24 号議案

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p>	<p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p>

ア～エ [略]

オ 客室には、直接外気に接する箇所に採光のための窓を設けること。

カ [略]

キ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。ただし、次号イの基準を満たす設備を有する場合は、この限りでない。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、宿泊者等と従業者が直接面接することができる構造であること。

ア～エ [略]

オ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の有効幅員は、1.8メートル以上であること。

カ 寝室には、直接外気に接する箇所に採光窓を設けること。

キ [略]

ク 寝室の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、当該受付台を挟んで宿泊者等と従業者が直接面接することができる

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの（以下「玄関帳場代替設備」という。）を有する施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等の確認を行うことができる事務所（以下「管理事務所」という。）を設けること。

イ 施設への出入りの状況の確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラその他の撮影機器（以下「ビデオカメラ等」という。）及び宿泊しようとする者の本人確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラ等を設置すること。ただし、対面でのみ面接を行う施設につい

る構造であること。

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 玄関帳場を有しない施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等との面接を行うことができる事務所（以下「管理事務所」という。）を設けること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ては、本人確認用のビデオカメラ等の設置を要しない。

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該客室の外部から見通すことができない構造であること又は遮ることができる設備（入浴設備側

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 客室を5室以上設ける施設のうち、幅員1.4メートル以上の寝台を有し、かつ宿泊者等が靴その他の履物を玄関で脱がないで客室まで行くことができる構造の施設にあつては、ロビーを有すること。この場合において、次の表の左欄に掲げる宿泊者の定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の床面積を有するロビー（玄関帳場に接続して設けられているものに限る。）を有すること。

宿泊者の定員	面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

(8) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 壁その他の区画により、外部から見通すことができない構造であること。

からのみ操作可能な設備に限る。)が設けられていること。ただし、水着その他これに類するもの(以下「水着等」という。)の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

イ 共同用の入浴設備を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア) 入浴設備は、壁その他の区画により外部から見通すことができないようにすること。
ただし、水着等の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

(イ)、(ウ) [略]

(エ) 脱衣室(通常1人で利用する入浴設備内に設置されたものを除く。)には、洗面設備が1個以上設けられていること。

(8) [略]

(9) ロビー又は食堂を設ける場合にあっては、必要に応じて、当該利用

イ 共同用の浴室を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア)、(イ) [略]

(ウ) 脱衣室には、洗面設備が1個以上設けられていること。
この場合において、当該洗面設備に供給する水は、原則として上水道の水を使用することとし、井戸水その他の上水道以外の水を使用するときは、消毒し、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(9) [略]

(10) ロビー及び食堂の利用者の用に供するための共同用の便所が、

者の用に供するための共同用の便
所が、適当な場所に設けられてい
ること。

(10) [略]

(11)～(14) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号(カ及びキ
を除く。)、第6号から第8号まで
及び第10号から第14号までの規定
の要件を満たすものであること。

(2) 前条第4号の基準を満たす玄関
帳場又は同条第5号の基準を満た
す玄関帳場代替設備を有するこ
と。

適当な場所に設けられているこ
と。

(11) [略]

(12) 宿泊者等に食事を提供する施
設にあつては、適当な規模の調理
室を有すること。

(13)～(16) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キ及び
クを除く。)、第6号、第8号、第
9号及び第11号から第16号までの
規定の要件を満たすものであるこ
と。

(2) 宿泊者等との面接に適する玄関
帳場(第2条第4号アからコまで
に掲げる基準を満たすものに限
る。)を有すること。ただし、事故
が発生したときその他の緊急時に
おける迅速な対応を可能とする設
備並びに宿泊者の名簿の正確な記
載、宿泊者等との間の客室の鍵の
適切な受渡し及び宿泊者等以外の
出入りの状況の確認を可能とする

設備を有するものとして、次の要件を満たすものである場合は、この限りではない。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、管理事務所が設けられていること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ウ 当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。

エ 当該施設の出入口に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

オ 管理事務所の出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(カ及びキを除く。)、第7号、第8号及び第10号から第14号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。)を除く。))及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キを除く。)、第8号、第9号及び第11号から第16号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。)を除く。))及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号並びに第13号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに前条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号、第7号、第8号ア並びに第15号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第4号、第8号イ、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第8号、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第4条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

し、井戸水等を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、第2条第5号イに規定する本人確認用のビデオカメラ等を利用して宿泊しようとする者の本人確認を実施する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、次のいずれかの措置が講じられていること。

ア チェックイン時に、宿泊しよ

し、井戸水等を使用するときは、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する設備を有した施設又は第3条第2号アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合する施設において、面接と同等の効果を有すると認められる措置を講じている場合はこの限りではない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、宿泊者の顔及び旅券を鮮明な画像により確認し、その画像の保存を行うこと。

うとする者の顔及び旅券（宿泊しようとする者が日本国内に住所を有しない外国人である場合に限る。以下同じ。）を鮮明な画像により確認し、旅券の画像にあっては3年間保存すること。

イ 氏名、住所、連絡先及び年齢又は生年月日その他宿泊しようとする者の本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）並びに営業者の発行する二次元コード、暗証番号その他認証が可能な情報（以下「事前共有情報」という。）を営業者と宿泊しようとする者が事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の出入口に設置された自動チェックイン機器その他これに類するものに示した本人確認情報及び事前共有情報と、営業者の保有する本人確認情報及び事前共有情報を照合することができること。その際、本人確認の状況及び旅券について、宿泊しようとする者の顔及び旅券の記載内容を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、録画した画像は、本人

確認の状況については1箇月以上、旅券については3年間保存し、必要時に確認すること。

(2) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(3) 宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができること。

(4) [略]

(5) 次のいずれかの方法により、施設への出入確認を行うこと。

ア 玄関帳場において出入りの都度目視にて実施する。

イ ビデオカメラ等を用いて、施設内又は管理事務所に常駐する従事者が出入りの都度鮮明な画像により実施する。

ウ チェックイン時に本人確認を受けた者でなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造である場合において、宿泊者専用区域への出入りの状況について、

(2) 宿泊者等に緊急を要する事態が発生した場合において、その求めに応じておおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができる体制を整備すること。

(3) [略]

当該者の顔を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画するとともに、録画した画像を1箇月以上保存し、無断侵入する者がいるときその他必要の都度録画した画像により実施する。

(6) 前各号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りでない。

3 [略]

(4) 前3号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りではない。

3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

昨今の旅館業の営業形態が多様化してきたことを踏まえ、施設の構造設備の基準等を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。

5 報 告

駐車料金の改定[神戸市立医療センター西市民病院]

1. 趣旨

西市民病院における駐車料金について、周辺駐車場の料金との均衡等を図るため、所要の料金改定を行う。

2. 料金改定の概要

対 象	現行 (税込)	改定後 (税込)
外来患者及びその付添い、入院患者の退院日のお迎え等	最初の 1 時間無料 <u>以降 1 時間ごと 160 円</u> (1 日上限 1,000 円)	最初の 1 時間無料 <u>以降 1 時間ごと 250 円</u> (1 日上限 1,000 円)
身体障害者手帳または精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者及びその付添い	最初の 3 時間無料 <u>以降 1 時間ごと 160 円</u> (1 日上限 1,000 円)	最初の 3 時間無料 <u>以降 1 時間ごと 250 円</u> (1 日上限 1,000 円)
お見舞い等一般利用者	<u>1 時間ごと 160 円</u>	<u>1 時間ごと 250 円</u>

3. 改定時期 (予定)

令和 8 年 7 月 1 日